

訪問介護事業者 各位

神戸市福祉局監査指導部

「通院等のための乗車・降車の介助」について

訪問介護事業者が「通院等のための乗車・降車の介助」のサービスを提供するためには、神戸市への届出が必要です。

1. 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書
- ②介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- ③移送サービスの実施地域（様式任意）
- ④移送サービスに使用する車両の台数（様式任意）
- ⑤道路運送法の許可の写し
- ⑥車検証の写し
- ⑦料金表（パンフレット等）
- ⑧直近2ヶ月のサービス提供状況の分かる書類
（全利用者名、サービス区分、提供時間がわかる書類）
- ⑨直近2ヶ月のサービス担当者会議出席記録
- ⑩各区基幹型在宅介護支援センターの行う地域ケア会議等への出席記録等、市町村との連携体制の確保状況の分かる書類（見込みでも可）

※訪問介護事業の新規申請を行う際は、上記⑧⑨に代えて、サービス提供状況について今後の方針を記述した書類（様式任意）を提出してください。
※必要に応じて追加資料の提出のお願いをすることがあります。

2. 提出先

神戸市 福祉局 監査指導部 指定担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

TEL 322-6771 FAX 322-6762